

身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人

久万高原町社会福祉協議会

久万高原町社会福祉協議会が運営する事業に係る身体拘束の適正化を図るための指針を定めます。

1. 基本的な考え方

久万高原町社会福祉協議会では、**高齢者及び障害者等**の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き、原則として実施しません。

2. 身体拘束等に係る委員会及び担当者の設置

(1) 身体拘束を適正化することを目的に「久万高原町社会福祉協議会安全運営対策委員会」(以下「対策委員会」という。)を設置するとともに、身体拘束に関する措置を適切に実施するための担当者は、各事業所の管理者と定めることとします。

(2) **対策**委員会は年1回以上開催します。

(3) **対策**委員会は次のような事項について検討することとします。

- ① 身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること
- ② **対策**委員会その他事業所内の組織に関すること
- ③ 身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること
- ④ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関すること
- ⑤ 身体拘束等発生時の対応に関すること
- ⑥ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関すること
- ⑦ その他、身体拘束等の適正化の推進のために**必要**な基本方針に関すること

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

(1) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修は、身体拘束等に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき身体拘束等の適正化を徹底する内容とします。

(2) **研修**は、年1回以上行います。

(3) 研修の実施内容については、実施概要、研修資料、出席者等を記録し、保存します。

4. 身体拘束等が発生した場合の報告方法に関する基本方針

身体拘束等の事案については、その全ての案件を対策委員会に報告するものとしま

す。この際、委員長が定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集するものとします。

5. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命・身体・権利を保護するための措置として、やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の方針のもと行います。

(1) 3要件の確認

切迫性・一時性・非代替性を満たす場合においてのみ身体拘束を行うこととし、安易な支援方法として身体拘束を選択することをしません。

(2) 身体拘束の取扱い

やむを得ず身体拘束を行う判断は、必ず担当職員個人の判断で行わず、事務局長、課長、班長、管理者等と組織として慎重に検討・決定します。また、身体拘束を行った場合は、対策委員会において議題として取り上げ、適正化の検討を行います。

利用者や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を説明し、十分な理解を得るように努めます。

(3) 身体拘束の内容の記録

身体拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由その他必要な下記の事項を記載します。

- ・拘束が必要となる理由（個別の状況）
- ・拘束の方法（場所、行為（部位・内容））
- ・拘束の時間帯
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定

6. 利用者等に対する指針の閲覧

従業者、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事業所内に備え付けることとします。また、ホームページにも公開します。

7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項

身体拘束等の適正化の推進のために内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、高齢者及び障害者等の権利擁護とサービスの質の向上を目指すように努めることとします。

(附則)

この指針は、令和4年4月1日に遡って施行する。